

行田市
公共施設自動販売機
設置事業者募集要領

行田市
令和8年5月

目次

1	目的	2
2	スケジュール	2
3	募集物件	3
4	参加資格要件	3
5	入札に関する諸注意	4
6	質問と回答	4
7	入札参加申込み	4
8	入札参加資格の審査結果	6
9	入札保証金	6
10	入札参加の辞退	7
11	入札書の提出	7
12	入札の方法等	8
13	無効な入札	8
14	開札及び落札者の決定	9
15	契約の締結	9
16	災害時対応に関する協定の締結	10
17	落札者の取消し等	10
18	個人情報について	10
19	問合せ先	10

行田市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を目的とした公共施設の一部貸付けを行うものとし、公共施設内に設置する自動販売機の設置事業者を以下のとおり募集します。

入札への参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書等を十分お読みいただき、各記載事項を承知した上でお申し込みください。

1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を目的とします。

2 スケジュール

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 公 告 日 | <u>令和8年5月11日（月）</u> |
| (2) 募集要領等の配布 | <u>令和8年5月11日（月）～令和8年5月29日（金）</u>
（紙資料の配布については、土・日曜日を除く。） |
| (3) 質 問 受 付 | <u>令和8年5月18日（月）～令和8年5月29日（金）</u> |
| (4) 質 問 へ の 回 答 | <u>令和8年6月2日（火）（予定）</u>
行田市ホームページ上で回答を公開 |
| (5) 入札参加申込書の受付 | <u>令和8年6月8日（月）～令和8年6月12日（金）</u> |
| (6) 入札参加の可否通知 | <u>令和8年6月16日（火）に発送（予定）</u> |
| (7) 入 札 書 提 出 期 間 | <u>令和8年6月22日（月）～令和8年6月26日（金）</u> |
| (8) 開 札 | <u>令和8年6月29日（月）</u>
会 場：埼玉県行田市本丸2番20号
行田市産業文化会館2階 第3会議室 |
| (9) 契 約 等 の 締 結 | 令和8年7月10日（金）を目安に賃貸借契約締結 |
| (10) 自動販売機の設置 | <u>貸付始期：令和8年8月1日（土）</u> |

3 募集物件

(1) 貸付場所及び最低貸付料

物件番号	物件名	貸付場所	最低貸付料 (年額/税抜)
①	行田市営小橋住宅	集会所前 (屋外)	22,000円

※詳細については、仕様書を参照するとともに、商品の補充やメンテナンスに支障がないか申込み前に設置場所を確認してください。

※自動販売機の数、物件ごとに各1台とします。

(2) 貸付期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（5年間）

(3) 貸付条件

別紙「清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書」のとおり

4 参加資格要件

次のすべての要件を満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が参加することが出来るものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員でないこと。
- (6) 法人等にあつては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては行田市内に居住し事業を営んでいること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けていること。
- (8) 入札公告の日から過去2年以内に自らが管理し、及び運営する自動販売機を国の機関又は地方公共団体の庁舎等（庁舎、その他の建物及びその付帯施設並びにこ

- これらの敷地)に設置した実績を複数箇所所有し、すべて誠実に履行していること。
- (9) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (10) 法令等に反する行為その他公序良俗に反する行為を行っていない者であること。

5 入札に関する諸注意

- (1) 契約は入札者名で行うため、入札への参加は、契約権限のある者が行ってください。
- (2) 入札に参加する者が1者であっても入札を執行します。

6 質問と回答

本要領に関する質問は、次のとおり行うものとします。

(1) 受付期間

質問の受付は、令和8年5月18日(月)から令和8年5月29日(金)の期間における8時30分から17時00分までとします。なお、受付期間内に到達しなかったもの、また、指定した様式や方法ではない質問は無効とします。

(2) 質問の方法

質問は、質問書(様式第7号)に必要事項を記入の上、担当窓口までFAX又は電子メールにより提出してください。なお、質問書を提出した後に、電話で到着確認の連絡をお願いします。

(3) 質問に対する回答

質問及びその回答は、行田市ホームページ上で質問者名を伏せて公開します。なお、質問に対する回答をもって、本要領の追加又は修正とみなします。

(4) 回答日

令和8年6月2日(火)(予定)

(5) 担当窓口

行田市建設部営繕課 住宅管理担当

FAX: 048-556-5388

E-mail: eizen@city.gyoda.lg.jp

7 入札参加申込み

入札に参加を希望する事業者は、次のとおりお申し込みください。

(1) 受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月12日(金)まで(必着)

(2) 受付方法

特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかの方法により提出

してください。電話、FAX、電子メールによる申込受付は行いません。

郵便や配達確認のできる宅配便で提出される際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえで差し出してください。

如何なる理由であっても上記期間内に届かなかったものは無効とするとともに、異議申立は受け付けませんのでご注意ください。

直接持参される場合は、上記期間における9時00分から17時00分の間に担当窓口までご提出ください。(ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。)

(3) 提出先

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号

行田市役所 建設部営繕課 住宅管理担当

(4) 提出書類

下記書類の原本を各1部提出してください。

なお、複数の物件に申込みする場合も、事業者ごとに1部で構いません。

①入札参加申込書(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

③履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(法人等の場合)

④入札(契約権限等)に係る委任状(様式第3号)

⑤住民票(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)(個人の場合)

⑥印鑑証明書

⑦滞納(未納)がないことの証明書

法人等・・・法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、
法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

個人・・・所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、市県民税、
固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

滞納(未納)がないことの証明書	(1)行田市内に本店・支店等を置く法人等	法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税 (行田市税務課発行)(注1)
	(2)参加申込みをする全ての法人等	法人事業税、法人県民税 (県税事務所発行)(注2) 法人税、消費税及び地方消費税 (税務署発行)(注3)
	(3)個人の方	市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税 (行田市税務課発行)(注4) 個人事業税(県税事務所発行)

		(注5) 所得税、消費税及び地方消費税 (税務署発行)(注6)
--	--	---------------------------------------

(注1、4) 行田市税務課に対し、「市税完納証明書」を請求してください。

(注2、5) 県税事務所に対し、納税証明書交付請求書(別記様式第19号(3))にて請求してください。

(注3) 申告先の税務署に対し、納税証明書交付請求書「その3の3」にて請求してください。

(注6) 申告先の税務署に対し、納税証明書交付請求書「その3の2」にて請求してください。

⑧設置実績報告書(様式第4号)

⑨設置する予定の自動販売機のカタログ

※③、⑤、⑥及び⑦は発行後3か月以内のものとしします。

※④は、本店が支店または営業所へ契約権限等を委任する場合に提出してください。

(5) 入札参加申込みの留意事項

①提出された書類は返却しません。

②申込書類に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に規定するもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

③事業者は、入札参加申込書等の提出をもって、「行田市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱」及び本要領の記載内容を承諾したものとします。

④入札参加申込みに伴う費用は、入札参加を申し込む事業者の負担とします。

8 入札参加資格の審査結果

行田市は、事業者から提出された書類により、行田市が規定する入札参加資格を有しているか審査し、入札参加の可否を決定します。

入札参加の可否について、行田市が参加を認めた事業者には、「入札参加承認通知書」を、認められない事業者には「入札参加不承認通知書」を令和8年6月16日(火)(予定)に発送します。

9 入札保証金

入札保証金は、行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第16条第1項第2号の規定に基づき、免除とします。

10 入札参加の辞退

入札参加申込みを行った者が都合により入札を辞退する場合には、入札辞退届（様式第5号）に理由を記入のうえ提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類一式は返却しません。

11 入札書の提出

(1) 提出期間

令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）まで（必着）

(2) 提出方法

入札書は、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかの方法にて、提出期間内に提出してください。

郵便や配達確認のできる宅配便で提出される際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえで差し出してください。

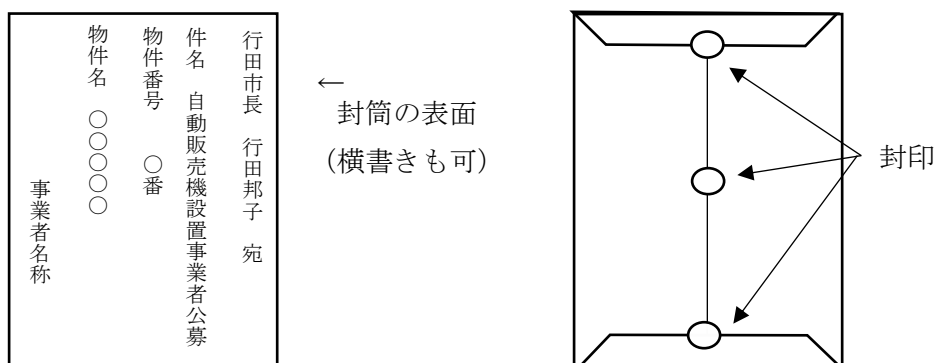
如何なる理由であっても上記期間内に届かなかったものは無効とするとともに、異議申立は受け付けませんのでご注意ください。

直接持参される場合は、上記期間における9時00分から17時00分の間に担当窓口までご提出ください。（ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。）

(3) 入札書についての注意事項

①入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用してください。

②入札書は、物件番号ごとに封筒に入れて封をしてください。表面には「行田市 長 行田邦子 宛」、「件名 自動販売機設置事業者公募」、「物件番号」、「物件名」及び「事業者名称」を記入し、裏面は図のとおり封印をしてください。



③ 入札書を直接持参以外の方法で提出される場合は、封をした封筒を別の送付用封筒に入れて差し出してください。

(4) 提出先

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号
行田市役所 建設部営繕課 住宅管理担当

12 入札の方法等

(1) 実施方法

入札は、物件番号ごとに分けて実施します。

(2) 入札金額

- ①入札書(様式第6号)に記載する金額は、1年間の賃借料の金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を加算しない額)を記載してください。
- ②本要領及び仕様書に記載の最低貸付料(年額)には、消費税等に相当する額は含まれていません。
- ③契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の消費税等に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とします。なお、消費税等については、税率が変更された時は、その税率を適用した消費税等に相当する額を加算した金額に変更します。

(3) その他

- ①提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書換え・引換え・撤回することはできません。
- ②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがあります。

13 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者がしたもの
- ②入札が不正の行為によってなされたもの
- ③入札者の押印のない入札書によるもの
- ④記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- ⑤入札者又はその代理人が同一事項に対し2通以上の入札をした場合の、その者がした全ての入札
- ⑥代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- ⑦他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ⑧その他入札に関する条件に違反したもの

14 開札及び落札者の決定

(1) 開札の実施

入札物件の開札は、下記のとおり実施します。開札会場に会場されなくても、手続きのうえで問題はありませんが、当日は担当者の方と連絡が取れるようにしてください。

日程：令和8年6月29日（月）

入場受付 13時30分から13時55分まで

会場：埼玉県行田市本丸2番20号 行田市産業文化会館2階 第3会議室

開札：14時00分から順次

(2) 開札会場への入場

開札会場には、入札参加者1者につき1名に限り入場することができます。入場の際には、「入札参加承認通知書」を確認させていただきますので、忘れずに持参してください。なお、「入札参加承認通知書」をお持ちであれば、代理の方でも入場できます。

(3) 落札者の決定

- ①市が定める最低貸付料（年額）以上で、最高の貸付料をもって有効に入札を行った者を落札者とします。
- ②落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者でくじ引きを行い、落札者を決定します。開札会場に会場されていない場合は、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない行田市職員がくじを引き、落札者を決定します。
- ③後日、落札者の入札が無効であると確認された場合には、次に高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(4) 結果の通知

- ①開札の結果は、令和8年7月3日（金）（予定）に市ホームページで公表します。
- ②開札の結果は、物件ごとに落札者の名称と落札金額を公表します。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年7月10日（金）を目安に行田市と別紙「市有財産（土地）賃貸借契約書」を締結していただきます。
- (2) 本件契約締結に必要な費用は、落札者の負担となります。
- (3) 落札者は、契約の締結と併せて自動販売機の管理に関する届出書（様式第8号）を提出してください。

16 災害時対応に関する協定の締結

別紙「仕様書」に記載のとおり、本物件に設置する自動販売機は、全て災害対応型自動販売機とすることから、落札者は、令和8年7月10日（金）を目安に行田市と別紙「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結していただきます。

また、協定書の締結と併せて災害時緊急連絡体制表（様式第9号）を提出してください。

17 落札者の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、落札者としての資格を取り消します。

- ① 正当な理由なく、上記で示す期日までに契約書等が提出されなかったとき
- ② 落札後に申込書等への虚偽の報告があったことが判明したとき
- ③ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと思われ、行田市が判断したとき

(2) 上記のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の貸付料を示した者と随意契約交渉を行います。

18 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札・契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札結果として、入札参加者名・入札金額を行田市ホームページ上で公表しますので、あらかじめご了承のうえ入札に参加してください。

なお、入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会をする場合もあります。

19 問合せ先

埼玉県行田市本丸2番20号

行田市役所 建設部 営繕課 住宅管理担当

電話：048-550-1554

F A X：048-556-5388

E - m a i l：eizen@city.gyoda.lg.jp